

シリーズ「変容期の政治学」①

「新しい政治学」への展望

—「政治変容」と「政治学の変容」との架橋—

小野 耕 二

目 次

はじめに…本研究の目的

第一章 「新しい政治学」への問題提起

第一節 問題の前提…「紛争処理過程の政治学的分析」の到達点

第二節 問題の発端…「ペレストロイカ」とその後

第三節 問題の構図…フライバーグの主張とグローフマンの整理

第二章 政治学の新たな方向性

第一節 問題への取り組み…「有意性の政治学」の模索

第二節 決定への志向…「公共的紛争処理」という新たな動向

むすびにかえて…「新しい政治学」への第一の方向性

はじめに…本研究の目的

「すべてが新しい世界には新たな政治学が必要である」⁽¹⁾、トクヴィルが『アメリカの民主主義』第一巻への序文に記したこの言葉は、現在の政治学界にも通用すると思われる。今世紀に入り、先進諸国政治の変容は、その速度を増しつつある。筆者が一〇年以上前に刊行した『転換期の政治変容』⁽²⁾で示しておいた「政治的対抗関係の変容と錯綜」という構図は、多くの国々においてますます鮮明になってきていると思われる。ただし各国政治は現時点において、その対抗関係を解きほぐし新たな「政治的安定の構図」を見いだすまでには至っていない。この課題に対しては、政治の実践に関わる人々の努力だけではなく、新たな政治をめざすための「政治学者の構想力」もまた、必要とされていると思われるのである。

このような問題提起に應えるかのように、アメリカやヨーロッパの政治学界では、これまでの学界状況を批判的に総括しつつ、新しい政治学の可能性が追求され始めている。本研究は、二一世紀初頭の段階で欧米においてさまざまな形で展開されている「政治学の再検討」と「新たな政治学の試み」の作業に触発されながら、「変容期の政治学」を共通タイトルとする研究論文シリーズとして構想されている。そのタイトルが示すように、この研究は、筆者が現代ドイツ政治を軸としながら行ってきた「先進諸国の政治変容」に関する研究を踏まえつつ、それを「政治学の変容」を志向する最近の研究動向と架橋する試みである。したがって、「変容期の政治学」というシリーズタイトルには、「先進諸国の政治の変容」と、それを分析するための「政治学の変容」との両側面が含意されている。

本稿をその第一論文とする本論文シリーズでは、このような狙いに則しつつ、これまでの政治学研究の動向へ

の「批判的視座」を提供すると思われるいくつかの業績と、それをめぐる学界内での論争状況を紹介し、その意義を明確化していくことを試みたい。ただし、そのような業績による「政治学の研究動向整理」にはいくつかのパターンが見られるため、「新たな政治学の方向性」についても見解は多様なものとなっている。その中から筆者にとって重要と思われる議論のいくつかを、本シリーズの各論文で個別的に取り上げながら、我が国の政治学界に対する筆者なりの問題提起を行いたいと考えている。その上で、本シリーズ最終論文で、筆者なりの「新たな政治学の構想」を提示する予定である。

筆者がこのような研究を構想するに至った契機は、「新しい制度論」の研究動向整理の後に、そこから「政治学の実践化」をめざす研究を行っていく中で出会った、さまざまな立場からの「新しい政治学の模索」へ向けた作業であった⁽³⁾。その一つとして特記するべきものは、「構成主義 Constructivism」と呼ばれる研究動向である。それはまず哲学や社会学の領域における新しい理論動向として登場してきたのであるが、その後政治学の領域にも影響を及ぼし始めており、国際政治学や行政研究の領域においても次第に有力な理論となりつつある⁽⁴⁾。その上で、比較政治理論の領域においては「アイデアの重視⁽⁵⁾」や「均衡論から動態論へ⁽⁶⁾」といった新しい視点が提起され始めており、政治学における「新しい制度論」の研究動向内では「第四の制度論」という自己規定もなされ始めている⁽⁷⁾。しかしながら、筆者には「構成主義」という視角を「新しい制度論」内の諸潮流と同一の論理レベルに置く議論には、当初から違和感を抱いていた⁽⁸⁾。この点に関しては、「構成主義的転回 constructivist turn」を「メタ理論的争点」という視点から検討するマーシュ D. Marsh の議論が示唆的である⁽⁹⁾。比較政治学の領域において経験的分析を志向する新制度論的議論とは異なった、より抽象的な「メタ理論」のレベルで、構成主義と解釈学とは検討されるべきである、と筆者は考えている。この論点に関しては、本論文シリーズの第二論文で検討する

予定である。その後、新たな論文シリーズの形で、構成主義的政治理論の包括的な検討作業に取りかかることとしたい。

この「構成主義」をはじめとして、新しい政治学が登場するときには、既存の研究動向を批判する作業がそれに伴っている。既存の政治学の問題性を克服するために、そして既存の政治学が解き得ない問題を解明するためこそ、新しい政治学が必要とされるからであろう。したがって、ある論者の「研究動向整理」は、自己の新たな理論的主張の根拠にもなっている。各論者が主張しようとする新たな議論に対応した形で、政治学の研究動向の問題性が語られるからである。ここから、現在の政治学界の状況を規定する議論もまた多様なものとなっているのであろう。この点を踏まえつつ、本稿では二一世紀初頭の時点で公表されているいくつかのレビュー論文を参照しながら、新しい政治学が登場する際の基盤を形成している、既存の政治学の「理論的構図」を明確化することとしたい。

この課題を達成するために、本稿では、すでに旧稿でその一部を紹介したことのある「ペレストロイカ Perestroika」のアメリカ政治学会批判をまず検討しておく。⁽¹⁾二〇〇〇年秋に、アメリカ政治学会の会員の中で公表された「学会批判」のメールの末尾には、一九八〇年代のソ連で実施されていた改革への動きを指す「ペレストロイカ」という言葉が記されていた。二〇一〇年は、このメールが公表されてから一〇周年に当たするため、アメリカ政治学会の機関誌『P S』には、それに関する特集が組まれている。⁽²⁾さらに翌一一年には、アメリカ政治学会内の「新しい政治学コーカス the Caucus for a New Political Science」の機関誌である『新しい政治学 New Political Science』の誌上でも、これに関する議論が展開された。⁽³⁾これらの新しい議論を踏まえつつ、「ペレストロイカ」が果たした問題提起の意義を検討することが、本稿の最初の課題となっている。

ただし、このような「既存の政治学の研究動向批判」の作業は、アメリカ政治学会内でのみ行われているわけではない。ヨーロッパの政治学関連の雑誌上においても、アメリカやヨーロッパにおける政治学界の研究動向整理とその批判の作業が進行しつつある。こちらの議論は、アメリカよりも包括的な形で進行しつつある、と筆者には思われるのであり、これらの作業を踏まえることによって、「新しい政治学」が登場する理論的背景を明確化することが、本稿の第二の課題となる。

この二つの課題を説明することにより、本論文シリーズで検討されるべき「新しい政治学における三つの理論的方向性」が明らかにされる。⁽¹³⁾それは、まず第一に、既存の政治学の「支配的パラダイム」⁽¹⁴⁾が有する「理論的志向」に対する「実践性の付加」である。「方法により導かれたmethod-driven」研究に対して「課題により導かれたproblem-driven」応用的appliedで文脈依存的contextualな研究を提起することにより、政治学の新たな「有意性relevance」が模索されていくことになる。そして第二には、「支配的パラダイム」の定量的・分析的で実証主義的な志向性に対する、定性的で、理解の視点を加えた解釈学的志向性の提起である。そして第三には、「支配的パラダイム」が有する「すでに在るもの」としての政治現象を分析するという「経験的志向」に対して、「在るべきものを構想する」という「規範的志向」の付加である。これらの作業を通じて、本来の政治学が果たすべき「経験的分析と規範的分析との架橋」という課題が果たされていく、と思われるのである。

これらの課題は、本論文シリーズの全体を通じて説明されていくことになるのであり、本稿のみで果たせるものではない。したがって本稿後段では、そのうち第一の方向性としての「実践的政治学」への方向性を、アリストテレスが提起した概念である「実践知Praxis」⁽¹⁵⁾をめぐる議論を手がかりとしながら探っていくこととした。そしてそれは、抽象的な方向提示にとどまるのではなく、法律学者と政治学者との共同作業による「公共

的紛争処理Public Dispute Resolution」論¹⁶⁾という実践的研究動向の中で具体的課題に即してすでに進められているものもある。個別的文脈contextの中から生じてきている紛争conflictsを処理するプロセスをモデル化し一般化する試みを通じてこそ、実践的な政治学が構築されることになろう。我が国の政治学界では、これまでほとんど注目されることのなかったこのような領域の業績を検討することを通じて、「理論的な政治学に対する実践性の付加」という方向性の内実を明らかにすることが、本稿最後の課題となる。

註

- (1) Alexis de Tocqueville, *De la démocratie en Amérique, tome I*, Gallimard (Paris, 1951), p. 5. 松本礼二訳『アメリカの民主主義 第一巻 上』、岩波文庫、二〇〇五年、一六頁。
- (2) 拙著『転換期の政治変容』、日本評論社刊、二〇〇〇年。
- (3) 筆者なりの、二〇〇〇年の時点までの「新制度論」の研究動向整理については、以下の拙著を参照。『社会科学の理論とモデル 一 比較政治』、東京大学出版会刊、二〇〇一年。その後における制度論の各潮流間の「交流」と、その枠を超えようとする「政治学の実践化」への試みについては、以下の拙稿をも参照。『政治学の実践化』への試み—『交流』と『越境』のめざすもの—、『年報政治学二〇〇六—II 政治学の新潮流—二二世紀の政治学へ向けて—』所収、木鐸社刊、二〇〇七年。また、法律学における「調停論」の議論に示唆を受けつつ、それを「政策過程」論と接合することを試みた「紛争処理過程の政治学的分析」と題する以下のシリーズ論文をも参照されたい。

拙稿「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析① 法律学と政治学との交錯領域へ向けて」、名古屋大学『法政論集』第二一六号所収、二〇〇七年。同「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析② 紛争の構図と政治学的分析視角」、名古屋大学『法政論集』

第二二三号所収、二〇〇八年。同「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析③ 紛争処理と『公共性』」、名古屋大学『法政論集』第二三二二号所収、二〇〇九年。同「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析④ 政治学の再検討と紛争処理論の意義」、名古屋大学『法政論集』第二三七号所収、二〇一〇年。本論文を第一論文とするこの論文シリーズは、この「紛争処理過程の政治学的分析」シリーズの後継と位置づけられている。

なお、上記の諸論文とほぼ同時期に執筆した次の関連論文をも参照のこと。拙稿「紛争処理と専門家のリーダーシップ」、滋賀大学『彦根論叢』第三八三三三号所収、二〇一〇年。同「コモンズの政治学的分析」、日本法社会学会編『法社会学第七三三号「コモンズ」と法』所収、日本評論社刊、二〇一〇年。

(4) 構成主義に關しては、次の拙稿と、それを収録した次の論文集を参照。拙稿「構成主義的政治理論」の意義―決定論からの離脱―、小野耕二編『構成主義的政治理論と比較政治』所収、ミネルヴァ書房刊、二〇〇九年。なお、この個所の記述においては、以下の諸著作を念頭においてゐる。Kenneth J. Gergen, 1999. *An Invitation to Social Construction*, SAGE Publications (New York, 1999). 東村知子訳、『あなたへの社会構成主義』、ナカニシヤ出版刊、二〇〇四年。John S. Dryzek, "Policy Analysis and Planning: From Science to Argument," in Frank Fischer and John Forester, eds., *The Argumentative Turn in Policy Analysis and Planning*, Duke University Press (Durham, 1993). 上野千鶴子編『構築主義とは何か』、勁草書房刊、二〇〇一年。Frank Fischer, *Reframing Public Policy*, Oxford University Press (New York, 2003). Alexander Wendt, *Social Theory of International Politics*, Cambridge University Press (Cambridge, 1999).

筆者は「構成主義的政治理論による先進諸国の政治変容分析…英日独の総選挙の比較を通じて」を研究課題とした科学研究費(基盤研究B)を、二〇〇六年度から〇八年度までの三年間にわたり交付された。本経費により、二〇〇八年五月三二日から六月一日にかけて、「構成主義的政治理論に関する国際研究会議」を開催した。先に紹介した論文集は、この国際研究会議の成果をとり

まとめたものである。筆者はその後も、この「構成主義的政治理論」と呼ばれる研究テーマを追求し続けているが、その作業の成果をまとめていくためには、いくつかの論点について事前に確定しておく必要があると感じたため、本シリーズ論文の執筆に踏み切った次第である。

- (5) John L. Campbell, "Institutional Analysis and the Role of Ideas in Political Economy," in J. L. Campbell and Ove K. Pedersen, eds., *The Rise of Neoliberalism and Institutional Analysis*, Princeton University Press (Princeton, 2001).
- (6) Colin Hay, "Constructivist Institutionalism," in R. A. W. Rhodes, Sarah A. Binder and Bert A. Rockman, eds., *The Oxford Handbook of Political Institutions*, Oxford University Press (New York, 2006).
- (7) Vivien A. Schmidt, "Give Peace a Chance: Reconciling Four (not Three) Institutionalism," Paper Presented at The APSA Meeting 2006 in Philadelphia. Do., "Discursive Institutionalism: The Explanatory Power of Ideas and Discourse," in *Annual Review of Political Science*, vol. 11 (2008), また、上記註二で紹介した論文集『構成主義的政治理論と比較政治』に収録された次のシユミット論文をも参照。「アイデアおよび言説を真摯に受け止める―第四の『新制度論』としての言説的制度論―」、小野編上記論文集所収。この論文の原ベーパーは、先に紹介した国際会議の英文報告書に収録されている。Koji Ono, ed., *Papers toward the Constructivist Political Theory*, Nagoya University, 2009.
- (8) この点に関しては、上記註二で紹介した国際会議の基調報告において、筆者がシユミットに疑問を提示したが、彼女はこの問題提起を受け入れなかった。筆者のこの基調報告も、前註五に挙げた英文報告書に収録されている。
- (9) David Marsh, "Chapter 10: Meta-Theoretical Issues," in David Marsh and Gerry Stoker, eds., *Theory and Methods in Political Science*, Third Edition, Palgrave Macmillan (Basingstoke and New York, 2010). 同書第四章に収められているパーソンズ C. Parsons の「構成主義と解釈学理論」も参照。また、政治学と行政学の領域における「解釈学的転回」の意義を検討している、ヘイ C. Hay の次の

論文を参照。Colin Hay, "Interpreting Interpretivism Interpreting Interpretations: The New Hermeneutics of Public Administration," in *Public Administration*, vol. 89, No. 1, 2011.

(10) この「ペレストロイカ」については、前註二で触れた「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析」の第四論文で簡単に紹介しておいた。「ペレストロイカ」名のメール全文と、それが引き起こした政治学界での議論については、以下の著作に掲載されている。Kristen Monroe, ed., *Perestroika: The Rancous Rebellion in Political Science*, Yale University Press (New Haven, 2005).

(11) "Symposium Perestroika in Political Science: Past, Present, and Future," in *PS: Political Science and Politics*, vol. 43, No. 4, October 2010.

(12) そのでの議論は、同誌上に掲載されたローウイらの次の論文をめぐり、バローらの批判とそれへの応答という形で行われている。Israel Waisman-Manor and Theodore Lowi, "Politics in Motion: A Personal History of Political Science," in *New Political Science*, vol. 33, No. 1, March 2011.

(13) このような議論の整理に関しては、以下の論文から示唆を受けた。その上で、それを筆者なりに再構成したものである。Bernard Grofman, "Toward a Science of Politics?" in *European Political Science*, vol. 6, No. 2, 2007. この論文は、同誌に掲載されている「政治学の科学性」に関する特集に含まれている。グローフマンの場合には、現在の政治学は三次元の対抗関係によって整理することができるような「分裂の進行 ongoing schism」という状況にある、と見なされている。その意味で、ペレストロイカなどの現状規定とは対照的な整理となっている。この論点については、本稿第一章第三節で検討する。

(14) 「支配的パラダイム dominant paradigm」という用語は、以下の著作などから採った。Bent Flyvbjerg, *Making Social Science Matter: Why Social Inquiry Fails and How It Can Succeed Again*, Cambridge University Press, 2001. Brian Caterino and Sanford F. Schram, "Introduction," in S. F. Schram and B. Caterino, eds. (2006) *Making Political Science Matter: Debating Knowledge, Research,*

and Method, New York University Press. これらの論者は、政治学において現時点で存在すると考えている「支配的パラダイム」に対して、「非パラダイム的」もしくは「脱パラダイム的」な政治学をめざす、としている。この論点についての批判的検討は、本稿第二章で行う。

- (15) この「実践知」概念は、アリストテレスの『ニコマコス倫理学』の中で提示されている。アリストテレス著高田三郎訳『ニコマコス倫理学 上』、岩波文庫、二〇〇九年、二八六頁以下。残念ながら筆者はギリシャ語を解さないので、ここでは訳書のみによる紹介としたい。この訳書では、*Phronesis*は「知慮」と訳されている。アリストテレスのこの概念に触発された上での「実践知の政治学」へ向けた最近の議論についても、前註二で触れた「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析」の第四論文で簡単に紹介しておいた。

- (16) この議論については、前註二で紹介した拙稿「コモンズの政治学的分析」の中で簡単に紹介したことがある。

第一章 「新しい政治学」への問題提起

第一節 問題の前提…「紛争処理過程の政治学的分析」の到達点

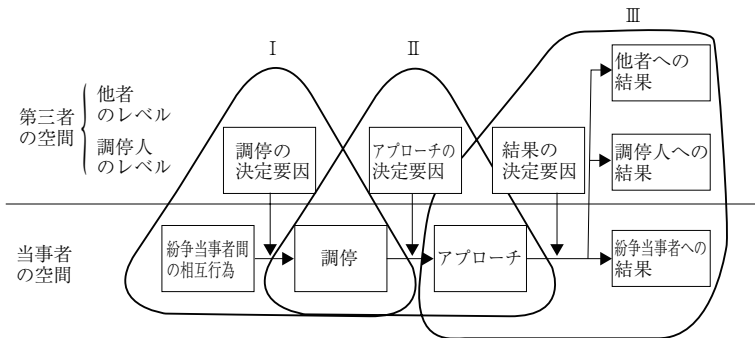
「新しい政治学」への試みの検討を始めるにあたり、ここではまず、筆者がこれまでに行ってきた「実践的政治学」へ向けた検討作業の到達点を確認しておきたい。二〇〇〇年代に入り、名古屋大学法学研究科が機関として取り組んできた「アジア法整備支援」プロジェクトが本格化していく中で、筆者は政治学の領域からの貢献を考え、「政治学の実践化」への試みを開始したのである。⁽¹⁾ その際には、アメリカ政治学会内で開始されていた「市民教育」をめぐるタスクフォースの活動を参考にした。

E. オストロムがかつてアメリカ政治学会会長演説で述べたように、これまでの政治学教育における「政治」のイメージは、国政のレベルに、そして政党と政治指導者の活動に限定されすぎていた、と思われる。⁽²⁾ このように、政治のイメージを「市民にとって『他者』としての政党や政治家」だけに限定するのではなく、市民が日常的に直面する社会的問題に、主体的に対処するための技法として政治学の知見を活用することが望まれているのである。アメリカ政治学会におけるこの問題提起は、上記のタスクフォースの設立と、それによる新たな論文集の編集へとつながっていった。⁽³⁾ これらの作業の中で、「公共的な問題解決」を志向する「実践的政治学」が追求されているのである。

この視点を踏まえ、筆者が公共的問題の解決プロセスをモデル化するために進めた研究の成果が、本稿冒頭でも紹介した論文シリーズ「紛争処理過程の政治学的分析」なのである。そこでは、紛争処理のための「調停

mediation」論と、政策分析における「政策過程 policy process」論とを、モデル化のための基盤として利用した。まず調停論の領域においては、ウォール J. A. Wall Jr. らによる「調停論のレビュー論文」を利用しながら、紛争処理過程分析のための出発点を確認した。⁽⁴⁾ それは、紛争当事者間の対立関係が「調停人 mediator」という「第三者」との相互作用の中で次第に処理されていき、最終的には合意へと至る過程が理論化されたものである。調停においては、当事者間による合意の形成が不可欠の要素であり、合意に至らなければ「不調」となってしまう。この点は、政治過程における「決定作成」と異なる点であり、そのことが「調停」モデルの適用可能性の幅を狭めている、と筆者は考えている。

この問題点を踏まえ、その「調停」モデルに対して、政策過程論における「政策形成プロセスの四段階論」という視角の結合を試みた上で作成したものが、以下の第一図に示す「調停の枠組」である。ここで挙げた「四段階」とは、①争点の認識と受容、②政策の選択肢と決定基準との明確な提起、③政策決定、④決定された政策の実施、として表現される。このモデルにおける第三段階としての「政策決定」の際には、決定基準が明確化されれば、合意によらなくとも「決定作成」は可能となる。妥協や多数決といった手法でも、決定は作成され履行されうるからである。ただし、第



第一図 調停の枠組

一図の段階ではそれはまだ明示されていない。ここでは、第一図中段に引かれている横線の下に置かれている四つのセルが、今述べた「政策形成過程の四段階」に対応していることだけを付記しておきたい。

このような「調停」論と「政策形成プロセス」論との結合を試みることによって、両モデルの限界性を突破する可能性を明確化しえた、と筆者は考えている。先に述べたように、「調停」の枠組みでは「合意形成」だけが結果をもたらしようと想定されている。そこに、「合意」以外の決定作成メカニズムを組み込むことが必要なのである。また「政策形成プロセス」モデルにおいては、基本的に「政策決定に関わる当事者の間での協議」によって、つまり第一図における下段の段階のみによってプロセスが進行しうる、と考えられている。政策形成の過程においても、「第三者の空間」を念頭に置き、政策形成プロセスを担う各当事者が、自己の主張の「普遍化可能性」を考慮することが必要であろう。⁵⁾ この作業を通じる中でしか、政策形成は進行し得ない、と筆者は考えているのである。そしてこの作業を通じてこそ、文脈依存的で「課題により導かれた」、「個別的紛争処理」は、普遍性への経路を見いだす、と思われる。この点は、調停の作業が「個別的紛争処理」をめざしつつも、その結果が、私的な形であれ「規範形成の過程」という側面を有することと同型的である。これらの点を踏まえて「調停論」の視角を付加した「政策形成の枠組」を、第二図として示しておこう。

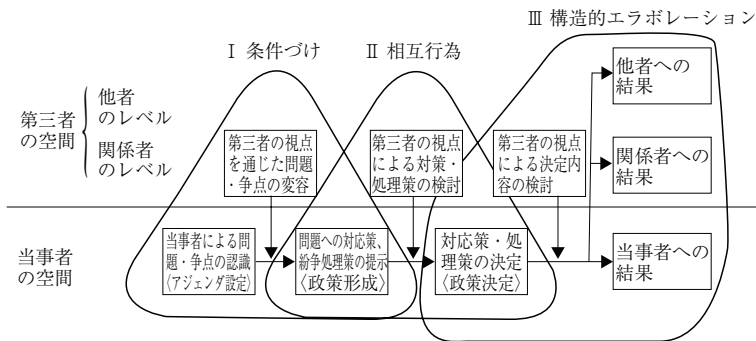
このように、「紛争処理過程の政治学的分析」と題するシリーズ論文では、「調停」論と「政策形成モデル」とを理論モデルとして利用しながら、それを発展させつつ「紛争処理」のプロセスモデルの構築を試みてきた。政治学の実践化とは、政策的対処を必要とするような課題や紛争に直面した市民に対して、それらの課題や紛争を処理するための手がかりとなる政治学的枠組みを提示することであろう。筆者がこれまでに取り組んできたシリーズ論文では、このような視点からの一つの試みとして、「政策形成のためのミクロな実践的モデル」を提示

してみた。この到達点は、本稿後段で検討する「公共的紛争処理」論へと連繋していくと思われるのであるが、その点を確認する作業の前に、本稿次節以降では、他の視角から新たに「政治学の実践化」を試みる理論動向を検討することとしたい。

第二節 問題の発端…「ペレストロイカ」とその後

本節と次節では、「新しい政治学」へ向けた欧米政治学界における「問題提起」の発端となった二つの業績を検討しておこう。⁶⁾ その発端の第一は、すでに本稿「はじめに」でも言及した、「ペレストロイカ Mr. Perestroika」との署名を有するメールである。そして第二の契機は、「自然科学をモデルとする発想」を批判しながら「社会科学」のあり方を探ろうとした、デンマークの政治学者フライバークの著作である。こちらは二〇〇一年に公開されており、次節で検討することとしたい。以下、前稿でもすでにその内容を簡単に紹介したところであるが、本稿の問題関心に添った形でまず「ペレストロイカ」から検討していこう。

「ペレストロイカ Mr. Perestroika」という署名が最後に付されたメールが、アメリカ政治学会の機関誌 P S と A P S R の編集責任者宛に送付さ



第二図 政策形成の枠組

れたのは、二〇〇〇年一月一日のことであった。その受取人の一人であったモンロー K. Monroe は、その編著『ペレストロイカ!』の第一章に、このメールをそのまま収録している。この第一章は、論文集の中で三頁を占めるに過ぎない短いもので、全部で一一の質問からなっている。そして最後に、「このメールがアメリカ政治学会のオーウェルのシステム the Orwellian system の解体へと導き、この学問領域に真の改革 Perestroika がもたらされることを望む」というアピール文と、署名が付されているのである。

最後のアピール文からも窺えるように、このメールは激しい口調で、「政治学的な問題提起」というよりも、きわめて「学会内政治的な問題提起」を行ったものであるように思われる。その要点を端的にまとめるならば、それはアメリカ政治学会における計量的・数学的手法を用いた政治学研究の支配を批判したのであり、それに対して政治学会内における多元主義 pluralism を主張したと受け止められた。確かにこのメールでは、アメリカ政治学会機関誌の編集部に多様な人材を容れるべき、といった主張がなされている。しかしこのメール内で「多元主義」といった用語は使用されおらず、また他の手法に基づく政治学の学問的意義を積極的に展開しているわけでもない。したがってこのメールの内容を、学問的な意味で「多元主義を主張した」と整理することはできない。それはただ、アメリカ政治学会の執行部とその機関誌の一つ APSR の編集部が、ある研究動向を代表する一部の者によって占められている、という告発をなしたにすぎないのである。そのようなメールでありながら、アメリカ政治学会内に大きな学問的反抗を引き起こした点について、私は前稿で以下のように記しておいた。^⑧

後にアメリカ政治学会会長となったルドルフ S. H. Rudolph は、「このメッセージは、かなりの割合の政治学者たちが感じていた抑圧された不満 suppressed dissatisfactions を明確な形にしたように思える」と記し

ている。すなわち、このメールをきっかけとして、これまで学会内に鬱積していた学問的な不満が表出され始めたのである。したがって、一見すると「政治的呼びかけ」にも受け取れる一本のメールが、「政治学」のあり方を再検討する論争を誘発したと言えよう。ルドルフの論文内では、それは、一方において「自然科学」をモデルとしながら「科学 science」としての政治学をめざす潮流と、他方で人間行為への「解釈的手法」を用いる潮流との対立として整理されている。彼女は、前者の代表例として「合理的選択理論」を念頭に置いており、そして後者には多様な潮流が属しているため、それを「解釈的 interpretative」という単語でまとめた、としている¹⁰⁾。

このようにして、ペレストロイカの学会政治的告発メールには学問的意義が与えられていった。そこではまず、「自然科学をモデルとした、政治学の『科学化』」をめざす研究潮流に対して、行為者の主観的側面に着目する「解釈的手法」を用いる潮流が提示されている。ここに他の対立軸も付加されながら、二一世紀における「主流派政治学」への対抗勢力の手法の鮮明化へ向けた作業が開始されたのである。ルドルフがその論文内で言及した、一九世紀末のドイツにおける「方法論争 Methodendebatte」の例に遡るまでもなく、この種の論争は、アメリカ政治学界の歴史においては第二次大戦後にもたびたび繰り返されていた。行動論に対するイーストンによる「脱行動論革命」の提唱や、キングラの著作『社会科学のリサーチデザイン』¹¹⁾に対する批判を含んだブレイディらの著作『社会科学の方法論争』¹²⁾などが、その例としてすぐに想起されうるであろう。そこに「ペレストロイカ論争」は新たな論点を付加したと考えられたのである。

本稿「はじめに」でも記したように、二〇一〇年は、このメールが送付されて一〇周年となる年であり、アメ

リカ政治学会の二番目の機関誌である *PS* がそれを記念して「誌上でのミニシンポジウム」⁽¹⁵⁾ を掲載している。また、アメリカ政治学会内に設置されている「新しい政治学のためのコーカス」の機関誌『新しい政治学 *New Political Science*』には、ローウィー T. Lowi らが、この間一〇〇巻を超えるまでに至ったアメリカ政治学会の機関誌 *APSR* に掲載された論文の引用文献をデータベース化した上で取りまとめた壮大な学界レビューが掲載されている。⁽¹⁶⁾ 同誌上では、それに関する批判的検討がなされる中で、ペレストロイカ論争がこの間有した意義も検討されている。最近になって公刊されたこれらの論考の中では、ペレストロイカがもたらしたアメリカ政治学会に対する影響について、次のような議論がなされている。

まず、ペレストロイカが主要に問題とした「学会内のリーダーシップ」に関しては、多様性へ向けて一定の前進がみられた、と評価されている。⁽¹⁷⁾ メール内でその名が挙げられていた政治学者たちも、その後アメリカ政治学会会長の職に就くという状況が見られた。また、ペレストロイカと直接の因果関係はないものの、アメリカ政治学会の第三の機関誌 *Perspectives on Politics* が二〇〇三年に創刊され、それまで「軽視されている」といわれた歴史分析や定性的分析の論文がそこに掲載されてきている。第一の機関誌である *APSR* の掲載論文に関しては変化がみられず、「依然として閉鎖的である」という批判も投げかけられているが、ペレストロイカが主張したといわれる「多元主義」⁽¹⁸⁾ については、少しずつであれ実現の方向をたどっていると見えよう。

学問内容の点でいえば、*PS* 誌上でのシンポジウムの中のヤーノウ D. Yanow とシユヴァルツシー P. Schwartz-Shea による論文に記されているように、「定性的で解釈的な研究 *qualitative and interpretive research*」も登場してきており、方法論的に多様な研究がアメリカ政治学会内で進められている、と思われる。⁽¹⁹⁾ しかし彼女たちの評価によれば、政治学の領域はまだ十分に多元化されておらず、したがってこの論文は「この学問 *the*

discipline (＝政治学・引用者補記)の方法論的状況は、「いまだに強い改革 strong Perestroikaを必要とする」という文で締めくくられている。ただし、その改革がめざすべき学問的方向性は、学会内で主流を占めている「定量的方法のヘゲモニー the hegemony of quantitative methods」に対抗する多様なもの、という形で示されていない。ヤーノウらは独自に、自然科学をモデルとした政治学研究に対抗しつつ、「解釈学的方法」に基づく研究を進めてきており、このような形で既存の研究動向を批判しつつ自己の明確な方法に基づいた研究を進めることこそが、真の「多元化」を達成することに繋がっていくと思われるのである。自らが進むべきと考えるそのような方向を示さずに、現時点での「主流派」への対抗意識だけを鮮明化したという点において、ペレストロイカの問題提起は消極的なものにとどまっていた、ということができよう。このような限界を乗り越え、政治学研究の新たな方向性を探りつつあると思われる業績を検討することが、次節の課題となる。

第三節 問題の構図…フライバーグの主張とグローフマンの整理

前節で紹介してきたペレストロイカのメールが送られた翌年の二〇〇一年には、デンマークの政治学者フライバーグ B. Flyvbjerg の著作『社会科学を重要なものとする Making Social Science Matter』がケンブリッジ大学出版局から刊行された。⁽⁹⁾すでに前稿でも簡単に紹介したように、この著作では「社会科学」一般を検討対象とした上で、その前半部分において「自然科学をモデルとした社会科学の『科学化』」への動きを批判している。この「批判対象を明確化した上で、その批判の論点を明確化する」という点で、フライバーグの主張は、前節で紹介したペレストロイカの問題性とは一線を画している。そして彼によって進められた政治学の「自然科学化」批判は、「新

たな政治学の模索」の作業における第一の方向性を指し示していると思われるのである。この点を詳述する前に、フライバーグの著作における主要な主張を整理しておこう。

フライバーグは、その著作の第一部において、社会科学は自然科学の方向へ発展することはできない、と断言する。人間の行為を分析対象とする社会科学においては、その行為の文脈 context と、そこで人々がなす判断 judgement とが中心的な役割を果たすために、自然科学とは異なった方向へ進まざるを得ない、と主張する。彼においては、実践は常に「文脈依存的な判断 context-dependent judgement に基づく条件依存的 contingent なものであった」⁽³⁾のである。そして第二部では、アリストテレスの「実践知 phronesis」の概念を手がかりに、社会科学の進むべき方向を模索している。ここで「実践知」とは、実践的知識と実践的倫理とを含み込む概念であり、「実践知的社会科学 phronetic social science」とは、価値 values と権力 power とを中核的概念とし、現代に生きる我々にとって必須の具体的課題を研究する、という内実を有するものである、としている。

これらの議論を踏まえ、彼はその著作の末尾において、以下の三点を結論として主張している。⁽⁴⁾その第一は、社会学者は自然科学のような「予見的理論」をめざす「実りのない努力」を断念するべきだ、という点である。そして第二には、社会学者は今日の社会で生起している様々な問題を取り上げるべきだ、という点である。そして最後に、社会学者のそのような研究成果を、市民と分かち合うことが必要だ、と記している。このようにして、社会的に有意な研究を進めることが、「実践知的社会科学」の責務だとフライバーグは主張するのである。筆者もまた「実践知的社会科学」の可能性を追求しようと考えており、フライバーグの問題提起には共感できる部分も多い。ただ、フライバーグの主張において問題と感ぜられる点は、自己の主張する「実践知的社会科学」のカウンターイメージとしての「従来型社会科学」像がやや単純化され過ぎて点である。彼が「社会科

学における支配的潮流「the dominant streak」と名付けたものは、自然科学化を追求するものであり、「社会から次第に孤立化し、それ自体のためだけに行われる不毛な学問的作業である a sterile academic activity」⁽²⁾とまで記している。少なくとも、批判の対象とする理論の問題性を具体的に指摘しない限り、そこから新たな理論的展開は望みがたいであろう。この点に不満は感じられるものの、フライバーグの結論において、「今日的課題」を検討しその成果を市民と共有する、といった研究内容と研究の手法の提起は引き継がれるべきものであろう。

フライバーグの議論は、「支配的（研究）潮流」の問題性を指摘しようとするものであった。しかしそれが、彼のめざす「実践的社会科学」の実践性と性急に対置されたために、社会科学としての理論的發展方向を十分に説得的な形で提示したものは評価し難いと思われる。彼の指摘は重要であるが、「支配的潮流」の理論的隘性を現在の理論動向内に位置づけた上で、対立軸を鮮明にし、そこからの脱却の可能性を探る、という学問的作業を付加することが必要なのであった。この点では、ペレストロイカとフライバーグの問題提起を引き継いだ上で、新たな政治学の模索を試みているシュラム S. F. Schram の作業も、同様の弱点を抱えていると言えよう。⁽³⁾

シュラムは、先に触れた論文集の共編者であるカテリーノ B. Caterino と共同で執筆した「序論」において、同書の目的を「フライバーグの議論をより発展させること」と明記している。⁽⁴⁾そしてそれに続く第一章で、シュラムは「ポスト・パラダイムの政治学」を提唱する。それは、自然科学に範を取った「支配的パラダイム」から脱却しようとする意図を表現した用語であろう。その語用法に見られるシュラムの作業はやはり、「支配的パラダイム」への性急な批判と、それに対する自己の議論の「新しさ」の単純な対置であった。「支配的パラダイム」に対しては、その「一般理論」志向による「文脈依存性」の軽視という方法論的特質を描き出した上で、それと対立の構図を、「文脈依存性」の重視と「決定作成」志向性の対置によって明確化することが必要だったと思

われる。その作業を通じる中でしか、「新しい政治学」は模索し得ないと、筆者は考えている。従って、そのような作業を可能にするような「研究動向整理」を検討することが、次の課題となる。

政治学の領域において、このような作業を最近もつとも的確に行っていると思われる業績は、グローフマン B. Grofman のレビュー論文である。彼自身は、「合理的選択理論」という「支配的潮流」に属しているのであるが、そのことがかえって他の研究潮流の多様性を把握する上でのメリットとして作用しているように感じられる。彼は現時点における政治学の理論動向を、「支配的潮流」対新しい「批判的潮流」という単純な二項対立としてではなく、「科学主義 scientism」をめぐる三次元の対抗関係によって整理することができるような「分裂の進行 ongoing schism」として把握している。そしてその「三次元」とは、以下の三つの対立軸を意味しているのである。⁽³⁾

- ・分析的／定量的 analytical/quantitative 対 人文学的／解釈的 humanistic/interpretive
- ・経験的 empirical 対 規範的 normative
- ・理論的 theoretical 対 応用的 applied

このような三本の対抗軸で区切られたセルの中に、どのような理論動向が位置づけられるのかは、以下の第一表を参照してほしい。⁽⁴⁾ ペレストロイカによる主流派批判は、ここでは「理論的で、人文学的／解釈的で、経験的」な特徴を有する「定性的で解釈学的なアプローチ」の一種、として位置づけられている。この手法は非常に有用と考えられるので、それを筆者なりに展開させながら、現時点における「新たな政治学」への三つの発展方向を明確化してみたい。その「展開」とは、具体的には、グローフマンによる「理論的 対 応用的」という対立軸を、本稿では「理論的 対 実践的」という軸で置き換える、という試みである。理論的志向を何に對して

どのように「応用」するか、という問題をたてることにより、「応用」は「実践」に転換される。それは自己の理論を、「今日の社会で生起している具体的な課題」に対して、その解決をめざす「決定作成志向」という形で「応用」する、ということである。そのことにより、「応用的」という語の意味内容が特定化されていくことになる。そこでまず考えるべき点は、合理的選択理論を念頭に置いておられると思われる「支配的潮流」がどのセルに位置づけられるか、という問題である。それは、第一表の左上のセルであろう。すなわち、それは「理論的で、分析的／定量的で、経験的」という特徴を有する研究潮流と特徴づけられる、と思われるのである。そしてこれこそが、ペレストロイカやフライバーグの業績を検討したシユラム等によって「支配的パラダイム」と呼ばれたものでもあろう。これに対しては、三つの対立軸に添う形で三つの方向への離脱が起こってき

第1表 政治学における三次元の対抗

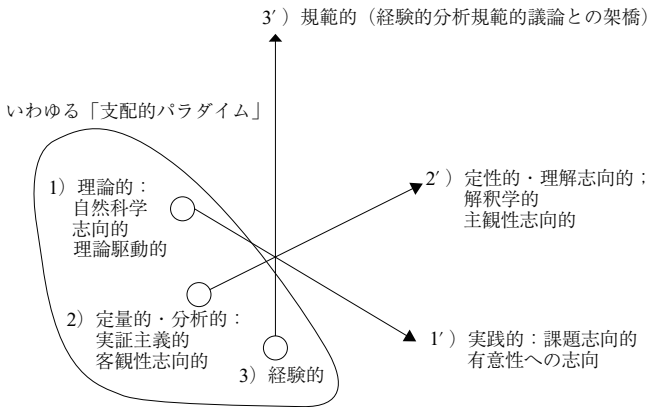
		理論的	応用的
分析的で定量的	経験的	純粋科学としての政治学 (シカゴ学派：1910～30年代、ミシガン学派：とくに50～70年代、ロチェスター学派：60年代後半から90年代前半)	公行政の研究 制度的／憲法的政治工学
	規範的	分析的政治哲学（ロールズ） アローの不可能性定理 コンドルセの陪審定理	政策分析（ハロルド・ラスウェル、とくに40年代～50年代） 倫理と価値の科学的研究
人文的で解釈的	経験的	定性的で解釈学的なアプローチ (ペレストロイカ運動：90年代～現在)	現代史としての政治（ジョンズホプキンス学派：大体1890年代～1910年代）
	規範的	伝統的政治哲学	民主的シティズンシップのためのトレーニング（トーマス・リード APSA 政策委員会：20年代後半～30年代初期、第二次大戦直後の再活性化）、政治的行動主義（新しい政治学のためのコーカス：60年代後半、70年代初期）

ていると考えられる。それを第三図として下に掲げておこう。この図の左下にあるコアこそが、「支配的潮流」として、ペレストロイカの批判の対象になった領域である。そしてこの図の中で、先に紹介したフライバーグによる批判の方向を表現するならば、それは「自然科学への志向を有する」理論的潮流から離脱し、「文脈依存的で問題解決を志向する」実践的政治学をめざす研究動向、と位置づけられることになろう。このような「新しい政治学」への見取り図を描いた上で、現時点における「実践的」な政治学をめざす潮流の内実を描き出すことが、次章の課題となる。

註

(1) この試みにおける、筆者なりの初期の作業については、以下の諸論稿を参照。

拙稿「政治学の教科書には何が必要か」、『UP』二〇〇二年一〇月号所収、東京大学出版会刊。同「法科大学院の政治学には何が必要か」、『UP』二〇〇三年一月号所収、東京大学出版会刊。筆者による本格的作業の最初の成果は以下の形で公刊されている。拙稿「政治学の実践化」への試み―『交流』と『越境』のめざすもの―、日本政治学会編『年報政治学二〇〇六年度第二号 政治学の新潮流―二一世紀の政治学へ向けて―』所収、木鐸社刊、二〇〇七年。



第三図 新しい政治学への三次元方向性

(2) Elinor Ostrom, "A Behavioral Approach to the Rational Choice Theory of Collective Action: Presidential Address, American Political Science Association, 1997," in *American Political Science Review*, Vol. 92, No. 1 (March, 1998), p. 18.

(3) Cf. American Political Science Association, Task Force on Civic Education in the Next Century, "Expanded Articulation Statement: A Call for Reactions and Contributions," in *PS: Political Science and Politics*, vol. 31, No. 3, September 1998, pp. 17-19. 「市民教育」の目的を以下のように定式化している。「公共的な問題の解決 public problem solving へ向けた活動に関与する動機と能力とを教育する」(同, p. 636)。また「このタスクフォースの活動の成果として、次の著作も刊行されている。Stephen Macedo ed., *Democracy at Risk: How Political Choices Undermine Citizen Participation, and What We Can Do About It*, Brookings Institution Press (Washington D. C., 2005)。」の著作に関しては、前掲拙稿「政治学の実践化」への試み」で簡単に紹介している。

(4) この論文の書誌情報は以下の通り。James A. Wall, Jr., John B. Stark, and Rheta Standifer, "Mediation: A Current Review and Theory Development," in *Journal of Conflict Resolution*, Vol. 45 No. 3 (June, 2001).

(5) この点に関しては、前掲拙稿のうちシリーズ第三論文である「紛争処理と『公共性』」を参照。

(6) 「ペレストロイカ氏 Mr. Perestroika」と名乗る個人ないしは集団から、アメリカ政治学会誌の編集者たち宛に二〇〇〇年一〇月一五日に発信されたメールを出発点として開始された、「政治学のある方」をめぐるアメリカ合衆国における議論に関しては、以下の著作を参照。Kristen Renwick Monroe ed., *Perestroika: The Rancous Rebellion in Political Science*, Yale University Press, 2005. この論文集の第一章には、そのメールの原文がそのまま収録されている。また「自然科学をモデルとする発想」を批判しながら「社会科学」のある方を探ろうとした以下の著作は、「政治学のある方」をめぐるもう一つの論争の出発点となった。Bert Flyvbjerg, *Making Social Science Matter: Why Social Inquiry Fails and How It Can Succeed Again*, Cambridge University Press, 2001. この両者については、前掲拙稿のうちシリーズ第四論文である「政治学の再検討と紛争処理論の意義」で簡単に紹介している。

- (7) 「ペレストロイカ」とフライバーグの著作とが引き起こした政治学界内部の論争状況を示している以下の論文集を参照。Sanford F. Schram and Brian Caterino, eds. *Making Political Science Matter: Debating Knowledge, Research, and Method*, New York University Press, 2006. その第一章で、編者の一人であるシユラムは、「ペレストロイカ」が批判したアメリカ政治学会内の「主流派」における「共通の方法論 the same methodology」を、「支配的パラダイム the dominant paradigm」と呼んでおり、それに対して「ペレストロイカ」は多様な政治学研究の手法を強調した、と整理している。このような呼称とその整理の仕方については、本節後段で批判的に検討するようになる。S. F. Schram, “1 Return to Politics: Perestroika, Phoresis, and Post-Paradigmatic Political Science,” in S. F. Schram and B. Caterino, eds., *ibid.*, pp. 18–19.
- (8) 前掲拙稿「政治学の再検討と紛争処理論の意義」一七三—一七四頁。
- (9) Susanne Hoebler Rudolph, “Perestroika and its Other,” in K. R. Monroe ed., *op. cit.*, p. 12.
- (10) *Ibid.*, pp. 15–16.
- (11) Gary King, Robert O. Keohane, and Sidney Verba, *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton University Press, 1994. 真淵勝監訳『社会科学のリサーチ・デザイン：定性的研究における科学的推論』勁草書房刊、二〇〇四年。
- (12) Henry E. Brady and David Collier, eds., *Rethinking Social Inquiry: Diverse Tools, Shared Standards*, Rowman & Littlefield Publishers, 2004. 泉川泰博・宮下明聡訳『社会科学の方法論争：多様な分析道具と共通の基準』勁草書房刊、二〇〇八年。
- (13) このシンポジウムの内容に関しては、以下の「序論」を参照。Patrick J. McGovern, “Editor’s Introduction to Symposium Perestroika in Political Science: Past, Present, and Future,” in *PS: Politics and Political Science*, vol. 43, no. 4 (October 2010), pp. 725–727.
- (14) 本稿「はじめに」の註一二を参照。ローウイ等のこの論文と、それをめぐる同誌上での論争については次稿以降で取り上げる。

- (5) Timothy W. Luke and Patrick J. McGovern, "The Rebel's Yell: Mr. Perestroika and the Causes of This Rebellion in Context," in *PS: Politics and Political Science*, vol. 43, no. 4, p. 729.
- (9) Gregory J. Kasza, "Perestroika and the Journals," in *PS: Politics and Political Science*, vol. 43, no. 4, pp. 733-734.
- (17) Dvora Yanow and Peregrine Schwartz-Shea, "Perestroika Ten years After: Reflections on Methodological Diversity," in *PS: Politics and Political Science*, vol. 43, no. 4, pp. 741-745.
- (18) この間の彼女たちの研究成果を取りまとめた論文集として、以下のものを参照。この著作については、本シリーズ第二論文で検討する予定である。D. Yanow and P. Schwartz-Shea, eds, *Interpretation and Method: Empirical Research Methods and the Interpretive Turn*, M. E. Sharpe (Armonk and London, 2006).
- (19) Bent Flyvbjerg, *Making Social Science Matter: Why Social Inquiry Fails and How It Can Succeed Again*, Cambridge University Press, 2001.
- (20) *Ibid.*, p. 136.
- (21) *Ibid.*, p. 166ff.
- (22) *Ibid.*, p. 166.
- (23) 本章の註七で紹介してあるシユラム等の編著の第一章を参照。すでにそのタイトルの内に「ポスト・パラダイムの政治学」と言う語が含まれている。
- (24) B. Caterino and S. F. Schram, "Introduction: Reframing the Debate," in S. F. Schram and B. Caterino, eds, *op. cit.*, p. 11.
- (25) コリで念頭に置いている業績は、以下のものである。本稿「はじめに」の註一三を参照。B. Grofman, "Toward a Science of

Politics? in *European Political Science*, vol. 6, No. 2, 2007.

(26) *Ibid.*, p. 147.

(27) *Ibid.*, p. 148.

第二章 政治学の新たな方向性

第一節 問題への取り組み：「有意性の政治学」の模索

前章までの「政治学における研究動向整理」を踏まえつつも、本節ではまず、欧米の政治学界におけるさまざまな分析手法をコンパクトに紹介している政治学教科書に目を向けてみよう。マーシュ・D. Marshとストーカー・G. Stokerが編集した著作『政治学における理論と方法』⁽¹⁾は、一九九五年に初版が刊行されたのち、二度にわたる大きな改訂作業を経て、二〇〇二年に第二版が⁽²⁾、そして二〇一〇年に第三版が刊行されている⁽³⁾。本節では、その第三版に初めて収録された最終章「政治学の有意性」を検討することになるが、その前にこの教科書の簡単な構成を紹介しておこう。

この教科書の基本的な狙いは、編者たちが著したその序論において「政治学者が、自分たちの研究を進める手法を紹介すること」⁽⁴⁾である、と記されている。その上で彼らは、「全ての学問領域は、その発展の程度に応じて混沌となる傾向にある」という言葉を引きながら、「政治学もその例外ではない」と付言する。政治学には現在

多様な理論や手法、アプローチなどが併存しており、「合意されたアプローチというものはない」という状況とされている。ここから編者たちは、その時点で有力と思われるアプローチにそれぞれ一章を割り当てながら、その簡潔な紹介を試みている。第三版においては、その第一部「理論と諸アプローチ」で第一章から順に、行動論、合理的選択理論、制度論、構成主義などが取り上げられているのである。このように分かりやすい構成を採ったことは本書の大きなメリットであり、それが版を重ねていくことは了解可能である。しかし本書の特徴はこの点にとどまらない。

同書第二部の「方法」では、各アプローチの理論的基礎をなしている存在論や認識論といった領域にまで検討範囲を広げている。その意味で、同書は単なる「アプローチの羅列的介绍」を行うことにとどまらず、それぞれのアプローチの理論的基盤を説明しながら、その意義を比較検討することを可能にしているのである。この点で、本書は従来型の教科書のレベルを超えた独自の意義を有している、と評価しうるであろう。そしてその構成の最後に、これから検討する「第一六章 政治学の有意性」が置かれているのである。⁶⁾

「政治学の有意性、the Relevance of Political Science」という章名からは、イーストン D. Easton が一九六九年にアメリカ政治学会の大会会場で行った会長演説が直ちに想起されるであろう。⁶⁾ 彼はその中で、当時全盛を誇っていた行動論に対する「脱行動論革命 post-behavioral revolution」を提唱し、政治学の有意性を強調したのである。この流れを踏まえるならば、同書の最終章では、前章で触れてきた「支配的パラダイム」に対する新たな方向性提示（＝革命）が説かれる、という可能性も想定されたが、本章では違う方向が採られている。

イーストンが会長演説を行ったときとは異なり、マーシュらがこの教科書を編集した時点では、彼らは政治学界の現状を「多様なアプローチの併存」と捉えていた。そこから彼らは、「政治を研究する際の最良の方法とは

何か」という問いを立てたのである。そしてその判断のために彼らが考慮した点は、「より外向きの基準 a more outward-looking criterion」に焦点を当てる⁽⁷⁾、ということであった。彼らは、今日の社会が直面する課題や関心事に対して、政治学が何か意義のあることが言えるのか、という「有意性」の基準を設定する。

その際に、彼らが「政治学における各アプローチの有意性」を検討するために取り上げた具体的争点は、以下の三点であった。第一には、現代民主主義国家が直面している「諸個人のレベルでの政治不信と政治忌避」が挙げられている。個人のレベルにおいて、積極的な政治参加をどのように実現するのか、が問われている。そして第二には、制度のレベルでの「政治変革」の課題である。政治制度の設計と、その改革をどのように実現するか、が問われている。最後に、第三にはグローバルガバナンスの領域における「国際的な制度の役割」である。彼らは、現代政治において焦眉の課題となっているこれらの争点に対して、政治学の各アプローチはどのように説得力のある処方箋を提示できているか、と問いかけるのである。

彼らはこの三つの争点に即しながら、政治学の各アプローチの「有意性」を検討している。その上での結論は、「この三つの手短なケーススタディで分かったことは、政治学の有意性に関する、むしろみじめな状況 a rather dismal picture である⁽⁸⁾」⁽⁸⁾、というものであった。政治学の各アプローチが、自らの有意性を主張するためには、さらなる努力が必要とされている。それでは、実際にどのような努力が必要なのであろうか。彼らはこの点について、次のように問いかけている。

「我々は、学界 academia と政治との間の接触を、どのように強化できるのであろうか。我々は、学界をより有意性を有するものへと変化させるのであろうか。我々は、政治を、学問的アドヴァイスに対してより開

かれた方向へと変化させることができるのであろうか。いうまでもなく、これらは真に挑戦的なプロジェクト *truly challenging projects* である。⁽⁹⁾

彼らは、その結論の末尾で、このプロジェクトを次のように具体化している。それは、政治学者と政治的アクターとの相互交流を活性化し、現実の具体的な課題に対して、政治学者が自己のアプローチを用いて解決策を模索することである。そして、「市民や政治家達は、常に耳を傾ける、ということはないであろうが、もし我々政治学者が、自分たちの貢献を、人々にとって接近可能でかつ有意義な形態で発展させるならば、何人かの政治的アクターは、時折は、我々の下に於て接触することになる」という文で、その結論を締めくくっている。⁽¹⁰⁾

政治学の有意性を追求すること、そのために、社会における具体的課題を検討しその解決策を模索すること、これらが「新しい政治学の探るべき一つの方向性」として浮上している。そしてその方向は、前章において検討してきた「実践的政治学」への試みと重なり合っている。また、グローフマンの議論に基づく対抗軸設定の中でも、理論的志向への「実践的志向」の対置、という方向性を示していると思われるのである。このような試みはまだ開始されたばかりであるが、現在のところその中で有力な一翼を構成していると思われる「公共的紛争処理 *Public Dispute Resolution*」の研究動向を検討することが、本稿最後の課題となる。

第二節 決定への志向…「公共的紛争処理」という新たな動向

本稿第一章第一節で紹介したように、筆者はこの間「紛争処理過程の政治学的分析」というテーマで研究を

進めてきた。そこで当初参照した研究は、法律学の領域における調停論と、「裁判外紛争処理 Alternative Dispute Resolution」の議論であった。そこでは、最終的決定を他者に委ねる訴訟などの対比において、「自己決定」としての調停の「民主性」を強調する議論がなされていた。日々の生活の中で様々に生起する社会問題や社会紛争に対して、自らそれを処理する能力を獲得することが重要であるとされていたのである。その際に、紛争処理過程を媒介する調停人は、その方向性を促進する役割を果たすことになる。調停人は、紛争当事者による自己決定を促進するために、当事者の意見を聞き、当事者を関与させつつ紛争処理の方向性を模索する。この意味で、調停の過程は当事者にとって、紛争処理の過程であることに加えて、「民主的紛争処理を実践する主体としての自己形成」という意義をも有することになる。このメカニズムを公共政策の領域に適用した議論が、「公共的紛争処理」論なのである。まずその適用過程をみてみよう。

「すべての利害関係者 stakeholders による議論への参加の拡大から、より良い紛争処理が生じる、と示唆する交渉や調停の知的作業に影響を受けつつ、紛争処理のアイデアとプロセスはまた、他の領域にも創造的な形で導入されていった。二人の当事者からなる、調停の伝統的モデルを拡大することにより、公共政策の促進や合意形成の領域では、紛争処理のテクニクが、ガイドされた会合の管理や従来型とは異なる政治過程へと適用された。これらのプロセスは、両極化された政治的対立状況の中で公共政策が行き詰まったときに、集団的な決定作成を改善しより大きな正統性を獲得することを目的とした。⁽⁴⁾」

このようにして、伝統的な調停モデルを拡大しつつ、公共政策の領域に導入することによって、そこにおける決定作成過程の改善を図ることが、公共的紛争処理論の目的とされたのである。そのプロセスモデルは、サスカ

インント L. E. Suskindらによつて「多当事者間交渉 multiparty negotiation」の一類型と位置づけられている。この「多当事者間交渉」論に関する四巻本のリーディングスを編纂した彼は、その第二巻『公共的紛争処理の理論と実践』への「序論」において、「公共的紛争処理」を「公共的領域における合意形成」と定義づけた上で、その目標を以下のように記している。⁽¹³⁾

「公共的領域における合意形成は、しばしば調停人によつて支援されながら、多数の利害関係人を対面的対話 face-to-face dialog へと引き込み、伝統的な政治交渉では見られないような問題解決のさまざまな形態に彼らを含ませる。より多くの利害関係人が包摂され、より多くの情報が共同に産み出され、より大きな透明性が確保され、相互行為はより非公式的な形を取るものであり、その目標は、できる限り全員一致 unanimity に近づくとである。」

このように「全員一致」をめざす点では、公共的紛争処理論も、合意の形成をめざす調停論と類似していると言える。その意味でこの議論は、協議を通じてその参加者の選好を変容させ、合意形成をめざす「熟議民主主義 deliberative democracy」との類似性を有している。⁽¹⁴⁾そしてそれはまた、調停が、二当事者間の紛争処理の過程であると同時に、民主主義的主体への陶冶をめざす「市民教育」の過程でもある、という「調停の民主性」とも関連する。しかしながら、「多当事者間交渉」の一類型としての「公共的紛争処理」においては、多数の当事者や利害関係人が存在するところから、「調停」の議論には含まれていなかった困難性が生じてくる。それを克服するための独自の契機こそが、「できる限り全員一致」の合意形成をめざすための「制度設計」なのである。この点について、先に紹介したサスカインドの別稿を参照しながら検討していこう。

彼はマサチューセッツ工科大学の都市計画の教授であり、公共的紛争処理論の領域においては、先駆者であるとともに現時点での第一人者である。彼はすでに一九七〇年代からこの領域での研究と実務活動とを開始しており、その歴史は「公共政策の紛争処理の進化」と題する論文で詳しく述べられている。⁽¹⁴⁾そこでは、一九七〇年代初頭から九〇年代後半に至るまでの、公共的紛争処理に関する理論と実践の進展過程が、具体的事例紹介も含めて詳細に紹介されている。そして、その過程でまとめられた彼の成果の一部は、我が国でも翻訳され、また紹介も始められている。⁽¹⁵⁾ただし、この領域における初期の作業は、非常に実務志向的であり、「対立している利害関係者たちの中で、どのようにして合意を形成するか」という問題を解くための技法に関する知見の蓄積に重点が置かれていたと思われる。したがって、隣接領域であるはずの政治学との交流はほとんど見られず、行政学や政策研究の研究者との交流が見られる程度であった。この分野の知見の教育も、各大学のロースクールや、公共政策関連の専門職大学院でのみ行われていたようである。筆者の見る限り、このような状況は二〇〇〇年代に入っ

て急速に変化を遂げつつあると思われる。

二〇〇五年六月に、マサチューセッツ工科大学とハーヴァード大学の共催による「熟議民主主義と紛争処理」に関するワークショップが開催された。⁽¹⁶⁾その成果を踏まえた、同一テーマの特集記事が、『紛争処理マガジン Dispute Resolution Magazine』の二〇〇六年冬号に掲載されている。⁽¹⁷⁾同誌には、紛争処理論の領域からサスカインドやメンケルメドゥ C. Menkel-Meadowらが、そして熟議民主主義の領域からはフィッシュキン J. S. Fishkinらが寄稿している。ここでは、紛争処理論から熟議民主主義へのアプローチ、という視点から、いくつかの論考の内容を紹介しておく。

まずサスカインドは、熟議民主主義との交流の中で、公共政策紛争処理の実践家たちの行動に、「民主主義の

深化」という新たな意義が付与された、としている⁽⁸⁾。自立的な行為主体が平等に討議の過程に参加する中で、説明責任と透明性を確保しつつ、全ての参加者が合意可能な決定を作成する、という「公共的紛争処理」の原則は、利害関係者の平等な参加と理性的な決定とを結合するものとして、まさに民主主義の具体化、と評価しうるものである。ただし、彼はこの論文で、公共的紛争処理論と熟議民主主義論との間の差異として、以下の三点を挙げている。公共的紛争処理論の視点からそれを簡単にまとめておくと、まず第一に、それは「代表原理」を認めている。また第二に、それは「個別的な問題の解決 *ad hoc problem-solving*」をめざしており、そして第三にその「成功の基準」は熟議民主主義論のそれとは異なっているのである。この三点目について付言すれば、サスカインドは、熟議民主主義論者は「人々の間の討論の質」を問題にするのだから、公共的紛争処理では、「履行可能な合意 *agreement* の達成」に焦点が当てられる、としているのである。ここには、決定の作成とその履行に重点を置いた、公共的紛争処理論者の特徴が出ていいると思われる。

「調停」論の研究で著名なメンケル・メドゥも、同誌の特集内での論文で、サスカインドと同様の論点を検討している⁽⁹⁾。彼女も、公共的紛争処理論は、熟議民主主義論との共通点を有しているが、そこには差異も存在する、とした上で、以下の四点を挙げている。それは第一に「時間の枠」であり、紛争処理論は即座の問題解決を志向する、としている。そして第二には、紛争処理論は「決定志向型のプロセス」に関心を持つとする。第三には「討議のレベル」が挙げられており、紛争処理の過程では「理性的討議」だけでなく、利益感覚に基づいた交渉や、さらには感情や道徳意識までも喚起する議論を行う、としている。そして最後に第四として、紛争処理では、異なった問題にはそれぞれ異なった対応プロセスが想定されている、と述べる。

この両者に共通するのは、公共的紛争処理の過程が明確に「決定作成志向型」であり、最終的には「ほとんど

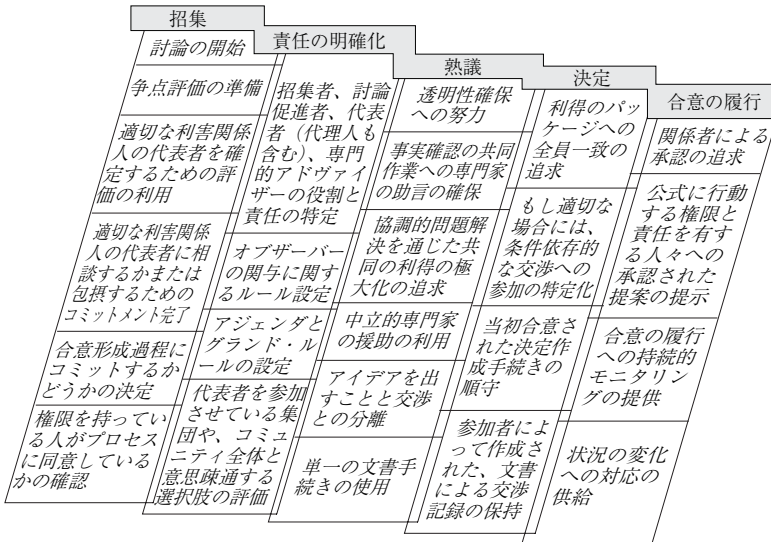
全員一致の形での合意 agreement の作成」をめざす、ということを強調している点である。この点で、公共的紛争処理論の立場は、かつて私が主張した「閉じる公共性」の議論と重なり合う。政治過程においては、一方で多様なアクターに開かれた討論を実施することが重要であるが（＝開く公共性）、他方ではその討論を収束させて「履行可能な決定作成」に向かう（＝閉じる公共性）こともまた重要と思われる。その意味で、公共的紛争処理と、熟議民主主義の議論は、まさに相補い合うような位置関係にあるものと考えられるのである⁴¹⁾。

多様かつ多数の利害関係人を集めつつ、焦眉の課題に対してどのように合意を作成していくのか、そのプロセスについては、サスカインドラの著作『コンセンサス・ビルディング入門』で詳しく紹介されているので、ここでは詳述しない。以下の第四図に表されているような「五段階のプロセス」を経ながら、合意を形成していく、とされるのである⁴²⁾。その際に留意するべき点は、利害関係人の内の一部が勝者に、そして他の一部が敗者になることを避け、交渉参加者のほとんどが合意できる解決策を見いだすことであるとされている。これは、環境問題などアクター間での意見対立が激しい争点の際には、決して容易なことではないと思われるが、公共的紛争処理論がこれまで蓄積してきた経験を踏まえて、その方向へ向けた努力がなされているのである。そのために、すべての利害関係人を招集しつつ、そこでの議論を拡散させないための制度設計（＝グランド・ルールの設定）を踏まえた上で、交渉を開始する。討論促進者 facilitator や中立的専門家の活用もまた、最終的な決定作成への契機として組み込まれている。まさに、課題解決と紛争処理とを志向する「実践的政治学」への試みを、ここに見て取ることができるであろう。

この公共的紛争処理論という「実践的政治学」の特徴は、以下の四点にまとめられることができると思われる。その第一は、個別的な問題や紛争が出現してくる背景を踏まえる、と言う点で「文脈依存的 contextual」な政治学

である、と言うことである。そして第二に、その紛争の処理のためのモデル構築、と言う点で「課題志向的（課題により導かれた）problem-driven」と言うことである。第三には、多数の利害関係人を招集し、そこで紛争処理のための協議や交渉を進める、と言う点できわめて「参加志向的 participatory」である、と言うことである。最後に第四には、この議論は紛争処理のための「決定作成」を強く志向している、と言うことである。協議や交渉自体が自己目的ではなく、それを通じた紛争処理と問題解決こそが、この理論の目的なのである。サスカインドは、第四図に示されている「合意形成的アプローチ」の特徴を、「より公平で、より安定的で、より賢明で、より効率的な結果をもたらす」こと、と規定している⁽³⁾。

個別的文脈から生じてくる個別的紛争の処理を図りながら、それを「より良い決定をもたらす」ための普遍的理論モデルの構築へと展開していくためには、紛争処理の経験の蓄積とその理論化だけでなく、政治学における他の理論潮流との批判的な対峙が不可欠となろう。公共的



第四図 合意形成の本質的諸段階

紛争処理の領域では、その作業は始まったばかりである。

ここで、「調停」論を素材としながら私がかつて行った研究を想起して欲しい。私は前論文シリーズの第三論文において、調停とは訴訟までに至らない中間的な「紛争処理の手法」ではなく、それ自体として独自の意義を有する「望ましい紛争処理の一手法」である、と主張した⁽⁴⁾。本稿で検討した公共的紛争処理のプロセスもまた、同様の意義を有していると思われる。先進諸国においては、立法制度や司法制度といった「公的決定創出メカニズム」が強制可能（official）な空間に存在しているが、調停や公共的紛争処理とは、その制度を利用せずに、自立的（common）なレベルで完結する「自主的で民主的な紛争処理メカニズム」である、という特徴を有していると思われる。そしてその点にこそ、調停と公共的紛争処理という独自の紛争処理メカニズムの持つ意義が存在するのである。「調停」の議論においても、それが訴訟よりも迅速で安上がりで、かつ当事者の満足度が高い紛争処理を可能にする、という指摘があった。この「公的紛争処理」においても、議会などの政治制度の中で対立が激化していくよりも、当事者に近いところで望ましい紛争処理が行われる可能性が存在する、と言えるであろう。「国家の機能不全」が喧伝される現在において、市民の「自主的な紛争処理能力」の増進を図るとともに、決定作成のため政治制度のみに依拠しない「自生的な制度設計」をも重視する公共的紛争処理の議論は、実践化をめざす「新たな政治学」の模索の作業において、重要な位置を占めていると思われるのである⁽⁵⁾。

註

- (1) David Marsh and Gerry Stoker, eds., *Theory and Methods in Political Science*, Macmillan (Basingstoke, 1995).
- (2) D. Marsh and G. Stoker, eds., *Theory and Methods in Political Science*, 2nd edition, Palgrave Macmillan (Basingstoke, 2002).

- (3) D. Marsh and G. Stoker, eds., *Theory and Methods in Political Science*, 3rd edition, Palgrave Macmillan (Basingstoke, 2010). この教科書は、改訂されるごとにその構成が少しずつ変更されるとともに、ほぼ同一のタイトルの章であってもその執筆者が変更される、といった事態が起こっている。その構成の変遷や各章の内容の異動を比較検討することも、政治学の理論状況を考察する上で興味深い作業と思われるであるが、ここでは割愛する。
- (4) G. Stoker and D. Marsh, "Introduction," in *ibid.*, p. 1.
- (5) Guy Peters, Jon Pierre, and Gerry Stoker, "Chapter 16: The Relevance of Political Science," in D. Marsh and G. Stoker, eds., *Theory and Methods in Political Science*, 3rd edition, pp. 325–342.
- (6) イーストンのこの会長演説は、彼の著作『政治体系』の第二版に収録されている。
David Easton, *The Political System: An Inquiry into the State of Political Science*, 2nd edition, University of Chicago Press (Chicago, 1981). 山川雄巳訳『政治体系：政治学の状態への模索 第二版』ペリカン社刊、一九七六年。これに関しては、以下の著作の第四章で簡単に紹介したことがある。拙著『社会科学の理論とモデル——比較政治』、東京大学出版会刊、二〇〇一年、一三六頁以下。
- (7) G. Peters, J. Pierre, and G. Stoker, *op. cit.*, p. 325. ちなみに、これと対比される「内向きの基準『insider criteria』として、彼らは「研究アプローチの一貫性と洗練さ」を挙げている。
- (8) *Ibid.*, p. 341.
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*, p. 342.
- (11) Carrie Menkel-Meadow, "Roots and Inspirations: A Brief History of the Foundations of Dispute Resolution," in Michael L. Moffitt and

- Robert C. Bordone, eds., *The Handbook of Dispute Resolution*, Jossey-Bass (San Francisco, 2005), p. 22.
- (12) Lawrence E. Susskind and Larry Crump, "Multiparty Negotiation: Theory and Practice of Public Dispute Resolution," in L. E. Susskind and Larry Crump, eds., *Multiparty Negotiation: Volume 2 Theory and Practice of Public Dispute Resolution*, Sage Publications, Published in Association with the Program on negotiation at Harvard Law School (London, 2008), p. vii.
- (13) 熟議民主主義については、以下の著作を参照。田村哲樹『熟議の理由』、勁草書房刊、二〇〇三年。
- (14) L. E. Susskind and Sarah McKernan, "The Evolution of Public Policy Dispute Resolution," in *Journal of Architectural and Planning Research*, vol. 16, no. 2 (Summer, 1999), pp. 96-105. この論文は、PDFファイルの形で、下記のMITのウェブサイトに入手することができる(二〇一一年八月一四日の時点で確認)。http://web.mit.edu/publicdisputes/pdr/index.html
- (15) 邦訳されているサスカインドの著作とその訳書の書誌情報は、以下の通り。L. E. Susskind and Jeffrey L. Cruikshank, *Breaking Robert's Rule: The New Way to Run Your Meeting, Build Consensus, and Getting Results*, Oxford University Press (New York, 2006). 城山英明・松浦正浩訳『コンセンサス・ビルディング入門：公共政策の交渉と合意形成の進め方』、有斐閣刊、二〇〇八年。訳者の一人は、次の入門書も刊行している。松浦正浩『実践！交渉学—いかに合意形成を図るか』、ちくま新書八三九、筑摩書房刊、二〇一〇年。
- (16) MIT-Harvard Workshop on Deliberative Democracy and Dispute Resolution in June 2005. このワークショップに関する情報には、下記のMITのウェブサイトにアクセスすることができる(二〇一一年八月一四日の時点で確認)。http://stellar.mit.edu/S/project/deliberativedemocracy/materials/html
- (17) "Focus: Deliberative Democracy," in *Dispute Resolution Magazine*, vol. 12, no. 2 (Winter, 2006). この雑誌は、アメリカ法曹協会 American Bar Association の「紛争処理セッション」Section of Dispute Resolution」が年四回刊行している専門誌である。

- (18) L. E. Suskind, "Can Public Policy Dispute Resolution Meet the Challenges Set by Deliberative Democracy?" in *ibid.*, p. 5. なお、この論文は、先に本章註一二で紹介したリーディングス第二巻の第一論文として再録されている。
- (19) Richard C. Rueben, "The Democratic Legitimacy of Government-Related Dispute Resolution," in *ibid.*, p. 23.
- (20) C. Menkel-Meadow, "Deliberative Democracy and Conflict Resolution," in *ibid.*, p. 20.
- (21) この点については、拙稿「シリーズ 紛争処理過程の政治学的分析③ 紛争処理と『公共性』」名古屋大学『法政論集』第一三三二号所収、二〇〇九年を参照。
- (22) L. E. Suskind, "Arguing, Bargaining, and Getting Agreement," in Michael Moran, Martin Rein, and Robert Goodin, eds., *The Oxford Handbook of Public Policy*, Oxford University Press (New York, 2006), p. 287.
- (23) L. E. Suskind, "Deliberative Democracy and Dispute Resolution," in *Ohio State Journal on Dispute Resolution*, vol. 24, no. 3 (2009).
- (24) 前註(21)で言及した拙稿の、とりわけ二六頁から二七頁を参照。
- (25) 公共的紛争処理の議論が、現代の政治学の抱える問題に対して一定の貢献をなし得るのではないかと、言う点については、本章に付された註一二で紹介したリーディングス第二巻への序文を参照。そこでは、公共的紛争処理の作業が、「社会資本 social capital」の再建や、「信頼形成」への努力と連繋する、と評価がなされている。

むすびにかえて：「新しい政治学」への第一の方向性

「変容期の政治学」と題するこの論文シリーズは、前論文シリーズ「紛争処理過程の政治学的分析」の成果を踏まえつつ開始されたものである。前シリーズでは、政策形成過程論と法的紛争処理過程論との同型性、という命題を出発点としつつ、「決定作成過程」の三段階六局面論の具体化を試みた。その際に、「訴訟型紛争処理」と「政策型紛争処理」という紛争処理の二類型を踏まえつつ、それを紛争処理の制度論と結合した以下の第五図を示しておいた。^①このような分析枠組を導入することにより、両類型の取り扱う「社会問題・社会紛争」の共通性と差異のみならず、両類型の内部におけるさまざまな紛争処理の手法間の差異をも明確にすることが可能となったと考える。

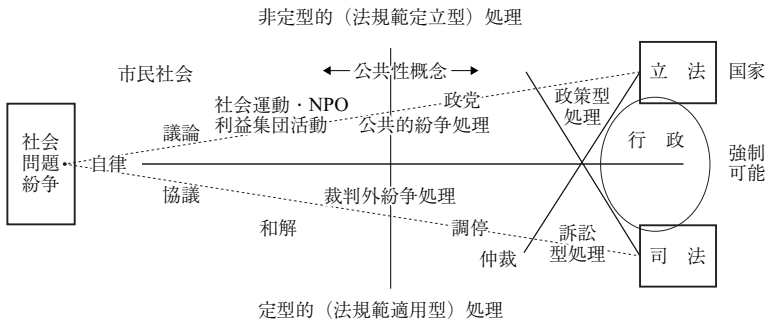
第五図における両類型の右端には、立法制度や司法制度といった「公的決定創出メカニズム」が、強制可能（official）な空間に存在しているが、それらと「社会紛争・社会問題」との中間領域には、自立的（common）なレベルで完結するさまざまな「紛争処理メカニズム」が存在している。この点に、調停や公的紛争処理などのメカニズムが持つ独自の意義が存在するという点が、本稿の第一の主張である。そしてこの点は、次の主張を前提としている。

「ペレストロイカ」名のメールやフライバーグの著作が指摘しているように、アメリカ政治学会（学界）で主流をなしていると思われる、合理的選択理論などの潮流には、政治学理論としての狭隘性や問題性が存在することは確かであろう。しかしそれを否定的にのみ評価するのではなく、その一面性を指摘しつつ、政治学理論の新たな可能性を自ら切り開いていく、という作業が必要と思われる。その点で、現在の「主流派批判」の作業にも

問題性を感じるところであるが、その批判の作業が、新たな政治学へ発展していく可能性に、私は期待したい。本稿ではそのために、グローフマンの研究動向整理を利用しながら、新たな発展への方向性を検討してみた。その中で、本稿が主に検討したのは、政治学の「有意性」の再獲得をめざす論点提示であった。新しい政治状況の下で、さまざまに生起する社会問題に積極的に取り組むことを通じて、新たな政治学的发展方向も明確化されていくと、私は考えている。付言すれば、私は、政治学の全ての作業が、実践的課題の解明に向かうべきだと考えているのではない。政治学の研究動向が「主流派」対「反主流派」といった硬直的二項対立に陥らないためにも、新たな政治的課題に取り組むという作業が一定程度は必要と思われるのである。「現代社会が直面している具体的課題」に対して、その解決や処理をめざす「決定作成とその履行」を志向した考察を行うことにより、政治学の実践化をめざすこと、それが本稿の第二の主張であり、本稿が主張する「新しい政治学」への第一の方向性と思われるのである。

註

(1) この第五図は、前掲拙稿「紛争処理と『公共性』」、の八頁に掲載されている。本稿に収録するにあたり、若干加筆した。



第五図 社会的紛争・問題の分類と紛争処理の手法との結合